

## 会津大学固定資産使用料規則

平成18年4月1日規則第6号

改正2019年4月1日規則第5号

改正2019年10月1日規則第2号

改正2023年7月1日規則第1号

改正2024年4月1日規則第47号

### (使用料の徴収)

第1条 公立大学法人会津大学（以下「大学」とする。）の施設を使用するとき、施設に設置された備品等により提供されるサービスを使用するとき及び大学の土地又は建物に工作物を設置するときは、この規則の定めるところにより、使用料を徴収する。

### (講堂・大講義室・中講義室の使用料)

第2条 講堂、大講義室及び中講義室の使用料の額は、別表1-1のとおりとする。ただし、福島県の機関が講堂、大講義室及び中講義室を使用するときの使用料の額は、別表1-2のとおりとする。

2 理事長は、当該使用が別表1-3に定める減免事由に当たるときは、別表1-3に定める減免の範囲で使用料を減免することができる。

### (産学イノベーションセンターの使用料)

第3条 産学イノベーションセンターの使用料の額は、別表2-1のとおりとする。

2 理事長は、当該使用が別表2-2に定める減免事由に当たるときは、別表2-2に定める減免の範囲で使用料を減免することができる。

### (体育施設の使用料)

第4条 体育館、プール、武道場、テニスコート及びグラウンドの使用料の額は、別表3-1のとおりとする。ただし、福島県その他の公共的団体が、文化、体育等の活動で前項に掲げる体育施設を使用する場合には、使用料の額は別表3-2のとおりとする。

2 理事長は、当該使用が別表3-3に定める減免事由に当たるときは、別表3-3に定める減免の範囲で使用料を減免することができる。

### (工作物を設置する場合の使用料)

第5条 会津大学の土地又は建物に工作物を設置する場合の使用料の額は、別表4-1のとおりとする。

2 理事長は、当該設置が別表4-2に定める減免事由に当たるときは、別表4-2に定める減免の範囲で使用料を減免することができる。

(先端 ICT ラボの使用料)

第 6 条 先端 ICT ラボの使用料の額は、別表 5-1 及び別表 5-2 のとおりとする。

2 理事長は、当該使用が別表 5-3 に定める減免事由に当たるときは、別表 5-3 に定める減免の範囲で使用料を減免することができる。

(使用料の納入方法)

第 7 条 使用料の納入方法は、請求書により指定する納入期限までに所定の銀行口座に振り込むものとする。ただし、平日に限り利用日当日に現金で納入することができるものとする。

2 前項のほか、使用料の納入については会津大学収入規則による。

(使用料の不返還の原則)

第 8 条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなくなったときはこの限りではない。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、使用料に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の会津大学固定資産使用料規則別表 3-3 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以降の使用に係る使用料について適用する。

附 則

この規則は、2017年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2023年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

別表1-1 (第2条関係)

1 講堂

(平日)

使用時間	使用料(円)
1時間	15,700
2	22,300
3	28,900
4	35,500
5	51,400
6	58,000
7	64,600
8	71,200

(土日・祝日)

使用時間	使用料(円)
1時間	16,400
2	23,000
3	29,600
4	36,200
5	52,800
6	59,400
7	66,000
8	72,600

※(平日)及び(土日・祝日)ともに9時間以降は1時間につき6,600円ずつ加算する。

2 大講義室

(平日)

使用時間	使用料(円)
1時間	7,600
2	9,100
3	10,600
4	12,100
5	19,700
6	21,200
7	22,700
8	24,200

(土日・祝日)

使用時間	使用料(円)
1時間	7,900
2	9,400
3	10,900
4	12,400
5	20,300
6	21,800
7	23,300
8	24,800

※(平日)及び(土日・祝日)ともに9時間以降は1時間につき1,500円ずつ加算する。

3 中講義室

(平日)

使用時間	使用料(円)
1時間	4,800
2	5,500
3	6,200
4	6,900
5	11,800
6	12,500
7	13,200
8	13,900

(土日・祝日)

使用時間	使用料(円)
1時間	5,000
2	5,700
3	6,400
4	7,100
5	12,200
6	12,900
7	13,600
8	14,300

※(平日)及び(土日・祝日)ともに9時間以降は1時間につき700円ずつ加算する。

別表 1 - 2 (第 2 条関係)

福島県の機関が使用する場合の使用料

1 講堂

使用時間	使用料(円)
1時間	6,600
2	13,200
3	19,800
4	26,400
5	33,000
6	39,600
7	46,200
8	52,800

2 大講義室

使用時間	使用料(円)
1時間	1,500
2	3,000
3	4,500
4	6,000
5	7,500
6	9,000
7	10,500
8	12,000

3 中講義室

使用時間	使用料(円)
1時間	700
2	1,400
3	2,100
4	2,800
5	3,500
6	4,200
7	4,900
8	5,600

※9時間以降1時間につき講堂は6,600円ずつ、大講義室は1,500円ずつ、中講義室は700円ずつ加算する。

別表 1 - 3 (第 2 条関係)

	減免事由	減免できる限度
1	教職員、学生等会津大学を利用する者の福利厚生のために供するとき	10/10
2	公共的団体その他の団体が会津大学の教職員、学生を対象として事業を行うことを目的として使用するとき（利益をあげない場合に限る）	10/10
3	公立学校が、学校施設の使用不能等の理由により、会津大学を利用して授業を行うとき	10/10
4	貸付により、小中高生に対し大学の宣伝につながるものと理事長が認めたとき（利益をあげない場合に限る）	10/10
5	市町村や商工会議所等が使用する場で、大学の地域貢献につながるものと理事長が認めたとき（利益をあげない場合に限る。）	10/10
6	大学が委託した業務を行う業者が、大学施設を利用する場合（委託契約により指定された場所に限る）	10/10
7	使用する者が、当該土地・建物の維持または保存の費用（光熱水費等の管理経費を除く）の全部または一部を負担しているとき	負担している額の範囲内
8	使用する者が、当該財産を寄附し、またはその取得の費用の全部もしくは一部を負担しているとき	寄附しまたは負担した額の範囲内（ただし取得後20年まで）

別表 2-1 (第3条関係)

産学イノベーションセンター使用料

施設の別		使用単位	使用料 (円)
研究開発室	個室	1室1年	(大) 798,600 (中) 638,880 (小) 319,440
3Dシアター		1室1回	26,400
運動解析ルーム		1室1回	19,800
インキュベーションスペース (会員制)		1IDカード 1月	3,000
研究サーバ	一般	1月	35,000
クラウドサービス	AI	1月	50,000

備考

1 使用単位の欄中「1回」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

- (1) 午前8時30分から午後0時30分までの時間
- (2) 午後1時から午後5時までの時間

2 使用期間に1年未満の端数があるときは月割りをもちて計算し、1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。

3 使用期間に、使用単位に定める使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用期間に切り上げて計算する。ただし、インキュベーションスペース (会員制) については、2週間未満の使用期間については、上記の額に二分の一を乗じた額とする。

4 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 研究開発室を二分割して使用する場合の分割後の1室1年当たりの使用料については、上記の額に二分の一を乗じた額とする。

別表 2 - 2 (第 3 条関係)

	減免事由	減免できる限度
1	県の事業又は県の事業の推進に密接に関連する公益を目的とする事業のために使用する場で、使用に際し料金（名称のいかんを問わず、役務の提供の対価をいう。以下同じ。）を徴収しないとき	10 / 10
2	他の地方公共団体が公益のために使用する場または公益を目的とする団体が学術文化の上若しくは県内産業の振興を図るために使用する場で、使用に際し料金を徴収しないとき	5 / 10
3	認証会津大学発ベンチャーが実施する事業で、使用に際し料金を徴収しないとき	5 / 10
4	会津オープンイノベーション会議を開催するために使用するとき	10 / 10
5	本学の教員と共同研究を行う学外の者又はその教員がその研究を目的に使用するとき	1 / 10
6	使用料を減免することが公益上特に必要と認められるとき	理事長が定める額

備考

- 1 減免事由1、2、4については、研究開発室の使用料を除く。



別表 3-1 (第4条関係)

施設名	使用料 (1団体、1時間)	備考
体育室	3,600円	共同使用 (半面) の場合、左記の使用料に1/2を乗じた額とする。
スイミングプール	4,500円	共同使用の場合、左記の使用料に、使用レーンの数/5レーンを乗じた額とする。
武道場	1,150円	
グラウンド	600円	
テニスコート	100円	※一面あたり。1月～3月はネット撤去により貸し出ししない。

別表 3 - 2 (第 4 条関係)

施設名	使用料 (1団体、1時間)	備考
体育室	2,500円	共同使用 (片面) の場合、左記の使用料に $1/2$ を乗じた額とする。
スイミングプール	3,700円	共同使用の場合、左記の使用料に、使用レーンの数 $\div$ 5レーン を乗じた額とする。
武道場	750円	

※グラウンド・テニスコートについては使用料を徴収しません。

別表 3 - 3 (第 4 条関係)

	減免事由	減免できる限度
1	教職員、学生等会津大学を利用する者の福利厚生のために供するとき	10/10
2	公共的団体その他の団体会津大学の教職員、学生を対象として事業を行うことを目的として使用するとき（利益をあげない場合に限る）	10/10
3	公立学校が、学校施設の使用不能等の理由により、会津大学を利用して授業を行うとき	10/10
4	県内の公立学校が学校行事、部活動等で使用するとき又は理事長が認める県内の体育連盟が大会等で使用するとき	10/10
5	使用料を減免することが公益上特に必要と認められるとき	理事長が定める額

別表 4 - 1 (第 5 条関係)

工作物を設置する場合の使用料

物件名	種類	単位	年間使用料(円)
電柱・電話柱等	本柱	1本あたり	1,500
	支柱・支線	1本あたり	1,500
	鉄塔	1.7㎡あたり	1,500
	マンホール・ハンドホール	1個あたり	3,000
	付属設備(線路保護用柱、水底線表示柱、支線柱、標柱又は標石)	1本あたり	1,500
	付属設備(上記以外)	1.7㎡あたり	1,500
埋設管類	外径1m未満の管類	1mあたり	480
	外径1m以上の管類	1mあたり	950
掲示板・広告板等		表示面積1㎡あたり	4,400
携帯電話・PHS基地局		1基あたり	1,570
自動販売機		1基あたり	1,570
その他	テーブル・イス・ベンチ	1個あたり	500
上記以外の 工作物	建物に付属する工作物	①と②の合計額 ① (延床面積1㎡あたりの建物の資産評価額) × 0.08 × (使用日数/365) × (使用面積) × 1.10 ② (建物敷地面積1㎡あたりの建物敷地の資産評価額) × (建物建床面積/建物延床面積) × 0.04 × (使用日数/365) × (使用面積) × 1.10	
	土地に付属する工作物	(土地1㎡あたりの資産評価額) × 0.04 × (1/365) × (使用面積)	

別表4-2(第5条関係)

	減免事由	減免できる限度
1	教職員、学生等会津大学を利用する者の福利厚生の用に供するとき	10/10
2	専ら大学の用に供する目的で工作物を設置するとき	10/10
3	使用する者が、当該土地・建物の維持または保存の費用(光熱水費等の管理経費を除く)の全部または一部を負担しているとき	負担している額の範囲内
4	使用する者が、当該財産を寄附し、またはその取得の費用の全部もしくは一部を負担しているとき	寄附しまたは負担した額の範囲内(ただし取得後20年まで)

別表5-1(第6条関係)

## 先端ICTラボ使用料

施設の別	種別	使用単位	使用料(円)	
會ガーデン	日・時	1スペース/1日	4,400	
駐車場スペース	日・時	1スペース/1日	4,400	
会議室(小)	日・時	1室/1時間	1,100	
会議室(大)	日・時	1室/1時間	1,650	
会議室(ホワイトボード)	日・時	1室/1時間	2,200	
サイバーセキュリティウォールーム	日・時	1室/1時間	11,000	
	月	1室/1月	345,000	
ギャラリー・イノベーション創出スペース	日・時	1スペース/1日	22,000	
ギャラリー(2階)	日・時	1スペース/1日	14,850	
カンファレンススペース(小)	日・時	別表5-2のとおり		
カンファレンススペース(大)	日・時			
プロジェクトルーム(2階)	月	1室/1月	66,550	
プロジェクトルーム(3階)	月	1室/1月	84,700	
先端テスト環境スペース	月	1室/1月	163,350	
データセンターラック貸しサービス	DC	1ラック/1月	121,000	
データセンタースペース貸しサービス	DC	1スペース/1月	66,000	
データセンタークラウドサービス	DC	1core/1月	27,500	
追加メモリ	DC	1GB/1月	3,300	
追加HDD	10TB以下 ※	DC	100GB/1月	3,300
	10TBを超え30TB以下 ※	DC	100GB/1月	2,200
	30TBを超える ※	DC	100GB/1月	1,100

※ 基準となるHDDの容量については、使用者の総リソース(基本リソースを含む)によるものとする。

## 備考

- 1 使用期間に、使用単位に定める使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用期間に切り上げて計算する。
- 2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表5-2(第6条関係)

カンファレンススペース使用料

時間帯	全日	午前	午後	17時以降
使用時間	9:00 ~17:00	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	1時間
カンファレンススペース(小)	18,700	12,650	12,650	3,850
カンファレンススペース(大)	29,150	19,800	19,800	6,050
一体利用(小2室)	31,900	21,450	21,450	6,600
一体利用(大1室と小1室)	39,600	26,400	26,400	8,250
一体利用(大1室と小2室)	52,800	35,200	35,200	11,000

別表5-3(第6条関係)

## 減免事由

No.	減免事由	減免できる限度
1	認証会津大学発ベンチャーが施設を使用するとき(使用に際し実費負担以外の料金を徴収しない場合に限る)	(日・時)5/10 (月)3/10
2	会津産学コンソーシアムの正会員が施設を使用するとき(使用に際し実費負担以外の料金を徴収しない場合に限る)	(日・時)1/10 (月)1/10
3	プロジェクトルーム・先端テストスペースに入居している者(使用に際し実費負担以外の料金を徴収しない場合に限る)	(日・時)1/10 ※
4	会津オープンイノベーション会議を開催するために使用する とき	(日・時)10/10
5	本学が主催し会津大学復興創生支援センター規程(平成25年規程第1号)第2条に該当する事業を行うために使用する とき(本学が業務を委託し、その委託費に会場使用料が含まれる場合を除く)	(日・時)10/10
6	本学が共催し会津大学復興創生支援センター規程(平成25年規程第1号)第2条に該当する事業を行うために使用する とき(本学が業務を委託し、その委託費に会場使用料が含まれる場合を除く)	(日・時)5/10
7	本学が後援し会津大学復興創生支援センター規程(平成25年規程第1号)第2条に該当する事業を行うために使用する	(日・時)1/10
8	本学の教員と共同研究を行う学外の者又はその教員がその研究を目的に使用する とき	(日・時)1/10 (月)1/10
9	施設機能の運用管理及び保守管理を目的に本学が委託した業務を行うために受託者が使用する とき(委託契約により指定された場所に限る)	(日・時)10/10
10	その他、使用料を減免することが特に必要と理事長が認める とき	理事長が定める額

※ 会議室(小)、会議室(大)、会議室(ホワイトボード)については10/10

## 備考

1 減免行った結果、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。